

# 医療費のお知らせについて

## 1. 通知対象医療費

医療機関受診分 2017年12月受診分

被保険者請求分 2018年02月支給決定分

(インフルエンザ補助金や出産育児一時金等の被保険者が書類請求し支給決定されたもの)

## 2. 医療費通知配付対象者

通知対象医療費がある在籍する被保険者のみ（ご家族を含む）

## 3. 医療費通知の通知書仕様および配付方法

封書圧着タイプの通知を3月中旬以降に被保険者のご自宅宛送付します。  
ご家族が多い方等で複数枚になった場合は、封書詰めにてお送りします。

## 4. その他

次ページ以降の文書のとおり、お手持ちの領収書と照合してください。

当サイト「医療費通知」でもご案内しています。

※今回の「医療費のお知らせ」は、2月に2017年1月～11月診療分を  
発行済のため、2017年12月診療分のみの発行となっております。

本件に関するお問合せ先

ジェイティ健康保険組合 保健事業担当

電話：03-5572-4931（広域内線：7300-4931）

(別添)

2018年03月

ジェイティ健康保険組合

\*医療費のお知らせ

明細付領収書、もらっていますか？

支払額の確認、していますか？

★ 医療費の不正請求とは？

ほとんどの医療機関では、適切な医療に基づく正しい請求がなされていますが、中には間違った請求が無いわけではありません。その中でも、意図的に請求内容が改ざんされたものを「不正請求」といいます。



(例)

- ①架空請求：診療していないものを診療したとして、医療費を不正に請求していた。
- ②二重請求：自費で診療したものを保険診療したとして二重請求していた。 etc.

私たちにも医療費「不正請求」は発見できる！

★ お医者さんにかかったら必ず領収書と明細書をもらいましょう

病気やけがにかかった治療費の内訳を知ることは、医療というサービスを受けお金を支払った私たちの当然の権利です。普通のお医者さんならきちんと対応してくれるはずですし、その対応を確認することでお医者さんへの信頼感がさらに強まることもあります。

※2010年4月以降、検査、処置、手術、注射、投薬、リハビリなどの個々の診療内容の正式名称が、単価や数量と共に記載されている「明細書」をすべての患者に無償で発行することが、保険医療機関と保険薬局に対して原則として義務付けられました。

★ 領収書と医療費通知のチェックをお願いします

【チェックポイント】

- 1. 受診した病院に間違いはないでしょうか？
- 2. 受診月や受診日数は正しいでしょうか？
- 3. 自己負担額は、実際に支払った額（領収書）と同じでしょうか？

●今回の通知は、2017年12月の医療機関受診分 および  
2018年2月の被保険者申請支給決定分 です。

※2月決定（3月通知）分の「保険給付決定支払通知書」は、医療費通知の到着と前後することがあります。

医療費通知と領収書等の金額が違っていたり、お気づきの点や、ご質問があれば、ジェイティ健康保険組合へご連絡ください。

電話：03-5572-4931（広域内線：7300-4931）

